

# 嵐山町交流センターにおけるイベント等の取扱いについて

## 1. イベント等の開催にあたって

- (1) 主催者が設定した感染症防止対策を遵守するとともに、業種別ガイドラインも参考に感染症防止に努めてください。
- (2) 施設の利用にあたり、別紙「嵐山町交流センター(ふれあい・北部・南部)の利用条件緩和について」の各項目を遵守してください。
- (3) 感染症防止対策及び遵守事項等は主催者のみならず、参加者、関係者等にも周知、徹底してください。
- (4) 感染が疑われる人が発生した場合、以下のとおり対応してください。
  - 速やかに別室へ隔離を行う。
  - 対応するスタッフ等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応してください。
  - 感染者が発生した部屋は特に入念な換気を行ってください。
  - イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査等の指示を受けてください。
  - 感染者と接触したスタッフ等及び来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。
  - 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送してください。
- (5) 感染が疑われる人がイベント等の終了後に発生したことが発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

## 2. イベント・講座等の開催に当たって特に留意すべき事項

- (1) 直接手で触れることができる展示物等は展示しないでください。
- (2) 大勢の人数が滞留しないための措置を講じてください。

## 3. 公演等の開催にあたって特に留意すべき事項

- (1) 座席は原則として指定席としてください。
- (2) 座席は最低 1m(できるだけ 2m を目安に)の間隔を開けて配置してください。
- (3) 来館者同士の接触は控えていただくよう周知してください。
- (4) 来館者と接触するような演出(来館者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないでください。
- (5) 公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低 1m(できるだけ 2m を目安に)の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行ってください。
- (6) 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行ってください。
- (7) 座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫を行ってください。
- (8) 入待ち、出待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- (9) 退場時、来館者に対し公演等後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を、再度周知してください。

令和 3 年 10 月 21 日  
嵐山町教育委員会